

別紙 1

(届出を要しない行為)

第16条 法第16条第7項第11号の規定に基づき、届出を要しない行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設（設置期間が90日以内）の建築物の建築等
- (2) 建築物の新築、改築、増築若しくは移転で、当該行為に係る部分の建築面積が10平方メートル以下のもの
- (3) 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更に係る面積が10平方メートル以下のもの
- (4) 門、塀、垣、柵、擁壁その他これに類するものの建設等で、当該行為に係る部分の高さが2メートル、長さ25メートル以下のもの
- (5) 電波塔、物見櫓、装飾塔、煙突、排気塔その他これらに類するものの建設等で、当該行為に係る部分の高さが10メートル以下（建物と一体となって設置される場合は建築物の高さとの合計の高さ）のもの
- (6) 観覧車等の遊戯施設、自動車車庫用の立体的施設、石油等貯蔵・処理をする施設の建設等で、当該行為に係る部分の高さが5メートル又は築造面積が10平方メートル以下のもの
- (7) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、当該行為に係る部分の高さが5メートル又は面積が500平方メートル以下のもの又は見通すことができない場所での集積又は貯蔵若しくは期間が90日を超えないもの
- (8) 地形の外観の変更を伴う鉋物の採取、又は土石等の採取に係る面積が500平方メートル又は高さが1.5メートル以下の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 土地の区画形質の変更に係る面積が500平方メートル又は高さが1.5メートル以下の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (10) 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更で、表示面積が2平方メートル以下かつ高さが1.5メートル以下（建築物と一体の場合は5メートル）かつ表示又は掲出の期間が30日以内のもの
- (11) 屋外広告物では、高さが5メートル又は表示面積が2平方メートル以下のもの
- (12) 建築物に設置する太陽光発電システム、及び建築物に設置しない太陽光発電施設で最大出力値が10kw以下のもの
- (13) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う事業等
- (14) 前各号に掲げる行為のほか、美しいむらづくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、村長が認める行為